理　　由

生産緑地地区について、農業従事者の死亡若しくは故障、または生産緑地地区の都市計画決定から 30 年経過したことにより買取り申出がなされ、関係機関への買取りの照会や農業委員会を通じての斡旋を行ったが、買取り希望者がなかったため、生産緑地法第 14 条に基づく生産緑地地区内における行為の制限の解除が行われた。

また、生産緑地地区の追加指定の申出がなされ、同法に基づき精査したところ、同法第３条第１項の「一団のものの区域」として地形的まとまりを有する農地として認められるものであり、かつ、泉南市生産緑地地区の追加指定に関する基本方針及び指定基準にも適合し、市街化区域の貴重な緑地機能として評価できる。

よって、本案のとおり生産緑地地区の廃止および区域変更をしようとするものである。

南部大阪都市計画生産緑地地区の変更（泉南市決定）

南部大阪都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名　　称	位　　置	面　　積	備　考
男里 4 号	泉南市男里六丁目地内	約　0.15ha	一部廃止
男里 11 号	泉南市男里四丁目地内	約　3.16ha	一部廃止
樽井 39 号	泉南市樽井四丁目地内	約　0.08ha	一部廃止
樽井 43 号	泉南市樽井三丁目地内	―	廃止
信達市場 38 号	泉南市信達市場地内	―	廃止
馬場 7 号	泉南市馬場二丁目地内	約　0.50ha	一部廃止
幡代 13 号	泉南市幡代一丁目地内	約　3.24ha	追加指定
信達牧野 9 号	泉南市信達牧野地内	―	廃止
信達牧野 18 号	泉南市信達牧野地内	約　2.83ha	追加指定
新家 17 号	泉南市新家地内	約　0.24ha	一部廃止
小　　計		約 10.20ha	
岡田 1 号他 178 地区		約 43.83ha	変更なし
合　　計	186 地区	約 54.03ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

1：10,000

令和八年七月作成

南部大阪都市計画図（泉南市）

泉州空港
（関西国際空港）

色別	凡例	建ぺい率	容積率	備考
	第一種低層住居専用地域	5/10	10/10	外壁後退距離1.5M
	第一種低層住居専用地域	5/10	10/10	外壁後退距離1.0M
	第一種低層住居専用地域	4/10	8/10	外壁後退距離1.5M
	第一種中高層住居専用地域	6/10	20/10	
	第二種中高層住居専用地域	6/10	20/10	
	第一種住居地域	6/10	20/10	りんくうタウン南地区内は準防火地域指定
	第二種住居地域	6/10	20/10	りんくうタウン南地区内は準防火地域指定
	準工業地域	6/10	20/10	りんくうタウン南地区内は準防火地域指定
	準工業地域	6/10	30/10	準防火地域指定
	工業地域	6/10	20/10	りんくうタウン南地区内は準防火地域指定
	近隣商業地域	8/10	30/10	準防火地域指定
	近隣商業地域	8/10	20/10	準防火地域指定
	商業地域	8/10	40/10	防火地域指定
	府県界			
	市域界			
	市街化区域市街化調整区域界線			
	地域地区境界線			
	都市計画道路及び巾員構成			
	都市計画公園区域			
	都市計画緑地区域			
	都市計画緑地保全地区			
	その他の都市計画施設			
	新家土地区画整理事業区域			
	都市計画地区計画区域			
	近畿自動車道			

総括図

令和８年度
南部大阪都市計画
生産緑地地区の変更
（泉南市決定）

S=1／10,000

凡例
計画決定区域

記号

計画機関　泉南市
作業機関　株式会社かんこう

本図は、大阪府の承認を得て複製した1:2,500地形図（平成1新測量・修正）を使用し縮小編集したものである。
（平成１３年測量・修正）を使用して、一部修正（平成２８年３月）し縮小編集したものである。

※　この地図は、都市計画の概略を示したものですから、詳細については縦覧図で確認して下さい。
※　この地図は、泉南市域の都市計画を表したものである。

位置図